

# 研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

令和5年10月 地方創生・研究推進課

令和5(2023)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の不正使用・不正行為について」、および令和5年度体制整備等自己評価チェックリスト等の内容を踏まえて作成しています。



1

## (項目一覧)

- ・研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは 3
- ・研究不正に対する措置 4
- ・不正使用の具体事例 5
- ・研究活動における不正行為の具体事例 6
- ・科研費の現地検査における指摘事例 7
- ・研究費使用ルールの階層構造 8
- ・間接経費の適切な使用 9
- ・秋田大学の公的研究費管理、責任体制 10
- ・秋田大学における不正使用防止に関する規程等 11
- ・研究助成団体からの助成金の取扱い 12
- ・秋田大学の研究倫理責任体制 13
- ・秋田大学における研究不正行為への対応に関する規程 14
- ・秋田大学における研究倫理教育 15
- ・論文などの投稿時に不正行為とならないために気をつけること 16
- ・利益相反について 17
- ・研究インテグリティについて 18
- ・研究実施上の関係法令や指針等 19
- ・安全保障貿易(輸出)管理 20
- ・名古屋議定書に係るABS手続き 21
- ・秋田大学における告発(通報)窓口、相談窓口 22
- ・秋田大学における告発等に対する対応フロー 23

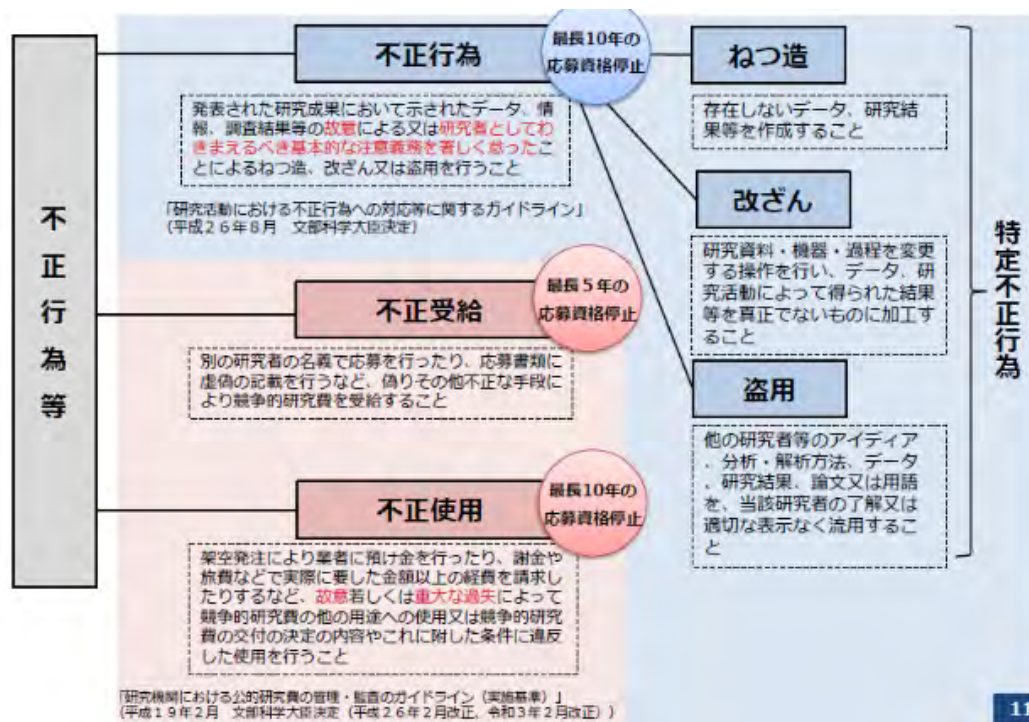


2

# 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

研究不正は大きく「不正行為」と「不正受給・不正使用」に分類されます。

それぞれ文部科学省が対応のガイドラインを定めており、大学等の研究機関には不正を未然に防止するための体制整備等が求められています。



不正行為のうち、「ねつ造」「改ざん」「盗用」は文科省のガイドラインの対象となる『特定不正行為』として定義されています。

※上図は令和5(2023)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の適正な管理等について」より



## 研究不正に対する措置

研究費の不正使用や不正受給、研究活動における不正行為に対しては、競争的研究費の交付制限や応募制限、研究費の返還命令、研究者氏名を含む不正事案の公表、懲戒処分、刑事罰が科せられる可能性があります。

(参考) 科研費の不正使用、不正受給/不正行為に対する措置

### 不正使用・不正受給を行った研究者に対する措置について

不正使用や不正受給を行った者及びそれに共謀した者や善管注意義務に違反した者については、不正の程度により、下表のとおり科研費への応募資格制限が課されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

#### 【応募資格の制限】

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 <b>10年</b>
	① 社会への影響が大きき、行為の悪質性も高い場合、 <b>5年</b>
	私的流用以外 ② ①及び③以外の場合、 <b>2~4年</b>
不正受給を行った研究者と共謀者	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 <b>1年</b>
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

#### 【当該資金の返還について】

不正使用が認められた研究課題については、当該研究費の全部又は一部の返還を求めます。

#### 【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表します。また、文部科学省のHPに不正使用・不正受給事案、配分機関の措置状況を掲載しています。

### 不正行為を行った研究者に対する措置について

不正行為に関与した研究者や不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等に責任を負うと認定された研究者については、不正行為の程度等により、下表のとおり科研費への応募資格が制限されます。また、併せて他府省を含む他の競争的研究費への応募についても制限される場合があります。

#### 【応募資格の制限】

不正行為の関与に係る分類	学術的・社会的影響度、行為の悪質性	除外期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	<b>10年</b>	
	イ) 不正行為が当該論文に係る論文の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	<b>5~7年</b>
	上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	<b>3~5年</b>
ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者		<b>2~3年</b>	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	<b>2~3年</b>	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	<b>1~2年</b>	

#### 【当該資金の返還について】

不正行為が認められた研究課題については、必要に応じ、当該研究費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

#### 【不正事案の公表について】

研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を日本学術振興会のHPにおいて公表します。また、文部科学省HPに特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が行われたと確認された事案について、その概要及び研究・配分機関における対応などを一覧化して公開しています。

※図は令和5(2023)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の適正な管理等について」より



# 不正使用の具体事例

文部科学省HPで、研究機関における不正使用事案が公表されています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## < 事例 1 >

### 【旅費の架空請求及び過大請求、還流行為】

不正の手法
■ 当該教員は、自ら又は学生等の出張について、申請した内容の出張を実際には全く行わなかったり、申請した用途先、出張期間、交通手段、宿泊施設と異なる出張を実際には行ったりしたにもかかわらず、申請した内容の出張報告をし、 <u>架空又は過大な旅費を大学に支出させた。</u>
■ 当該教員は、自らの研究室の運用であるとして、学生等の出張の交通費、宿泊施設利用料、食事代等の実費を当該教員が立替払いし、学生等に対して大学が支出した出張の旅費を、学生等から当該教員が立替金の返済として受け取る方法を用いて、 <u>旅費を学生等から実際に受け取っていた。</u>

不正の発生要因
■ 当該教員は、毎年公的資金の使用に係るe-Learning 研修を受講していたにもかかわらず、架空又は過大請求の出張、還流行為の不正を行ったことから、研究費を管理する研究者としての倫理観、モラルが欠如していた。
■ 事務部門において出張申請を受けた際、その内容や日程等について確認をすることになっているが、その確認処理が必ずしも充分とは見えなかった。
■ 事務部門において旅費支給時に出張の事実確認をする際、航空機を利用した場合を除き、出張報告書のみに基づき確認をすることになっていたため、虚偽の報告があっても見破ることは難しかった。

- ・ 所属大学による記者発表及びホームページ公表（氏名公表あり）
- ・ 当該教員（退職済み）は懲戒解雇相当の処分

## < 事例 2 >

### 【目的外使用】

不正の手法
■ 出張に関して、当日まで、事前に相手方にアポイントをとることなく出張先に赴いた。移動中も相手方と連絡を取ることができず、相手方に会うことが出来ないうまま帰宅した。このため、出張実態が伴わなかったが、訪問先でインタビューや資料収集を行ったなど虚偽の出張報告書を提出し不正に旅費の支給を受けた。
■ 申請手続き上の経理担当者とのやり取りや内部監査の際にも、故意に事実と異なる虚偽表示を行った。

不正の発生要因
■ 当該教員本人のモラルが欠如していたこと、調査対象者が目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が欠如していた。
■ 当該教員の申請、報告の手続き面において、経理担当者とのやり取り、出張報告書の提出、並びに内部監査において虚偽表示を行い、事実を故意に隠蔽するなど虚偽申請及び虚偽表示が散見していた。
■ 経理担当者は、出張申請時にアポイントメール等の書類の添付がなかったことから調査対象者へ事実確認を行い、調査対象者から口頭でのアポイントを取ったとの回答を得たことにより事務手続きを進めた。申請の際には書面での確認ができなかったため、出張報告書に記載された内容等確認できる情報を基に旅費を支給したが、この出張報告書の事実確認の方法においては十分ではなかった。

- ・ 所属大学による報道機関等への情報提供及びホームページ公表（氏名公表あり）
- ・ 調査対象者の研究費使用の禁止措置

近年は旅費と謝金・賃金に関する不正事例が多い…学生が巻き込まれるケース

※図は令和5(2023)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業（科研費）の適正な管理等について」より。下線付記



5

# 研究活動における不正行為の具体事例

文部科学省HPで、研究活動において不正行為が認定された事案が公表されています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360847.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847.htm)

## < 事例 1 >

### 【捏造、改ざん、自己盗用、不適切なオーサiership】

不正事案の概要
■ 統計データと論文とのデータの不一致、実験ノートや生データが確認できないもの、 <u>写真の使い回し、過度の図の加工、同様の画像の使い回しが認められた。</u>
■ 研究に関与・貢献度のない者を当人の事前承諾なく共著者とした。

不正事案の発生要因
■ 当該教員は大学が実施する研究倫理教育を受講済みであったが、研究データの適正・公正な使用方法、論文執筆に関する研究倫理の認識が欠如していた。
■ 論文化前のデータや統計値を共著者に共有していないなど、当該教員の共著者に対する情報の非公開があった。
■ 研究指導する立場にありながら、学生と論文投稿用のデータを並べて直接ディスカッションするようなことをせず、研究室のセミナーのような形のみ進捗確認を行っていた。
■ ほとんどの実験データと分析結果を出した学生に対し、データ使用に関する事前の了解を得ず、また、著者に加える学生の取捨選択を当該教員のみが実施していた。
■ 当該教員がすべての決定権を単独で有し、データ加工、論文執筆から投稿までを繰り返し経験することで、次第に研究倫理の重要性よりも唯我独尊的な研究姿勢を優先するようになったと考えられる。

## < 事例 2 >

### 【捏造、改ざん】

不正事案の概要
■ 論文において、 <u>論文中の図の一部に切り貼りが行われており、データの分析結果及び元データが残されていなかったことなどから、故意による捏造及び改ざんを認定した。</u>
■ 元助教と准教授は、当該論文について、当該論文の責任著者であること及び元大学院生とのコミュニケーション不足、データ管理体制に不十分な点があったため、 <u>不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者として認定した。</u>

不正事案の発生要因
■ 元大学院生は、再現性のある結果を示すならばデータの使いまわしや切り貼りはある程度は許されると考えていたものと推測された。
■ 元大学院生は、研究倫理に関する講義等を部分的にしき受講しておらず、研究不正に関する認識が不十分であった。
■ 論文投稿時の共著者との実験データのチェックが不十分であった。
■ 元大学院生が在籍した研究室では、構成員の研究ノートやデータは保管することになっているが、元大学院の研究ノートは保管されておらず、データ読み取り装置からのデータ抜き取りについても本件が発覚するまで認識されていなかった。このことから、元助教及び准教授のデータ管理体制にも問題があった。

- ・ 資金配分機関による当該資金への申請及び参加資格の制限措置（10年間1名）

- ・ 資金配分機関による当該資金への申請及び参加資格の制限措置資格制限の措置（6年間1名、1年間2名）

同じ研究者が長期間に多くの論文等において不正を行う事案がみられる

※図は令和5(2023)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業（科研費）の適正な管理等について」より。下線付記



6

# 科研費の实地検査における指摘事例

科学研究費助成事業实地検査は、研究機関における機関管理の実態及び不正防止への取組状況の把握等を目的として実施されます。早急に改善すべき指摘事項については、期限までの改善状況報告が求められます。

ガイドラインや使用ルールに則った実施と  
なっていない点が指摘される

## 令和4年度科研費实地検査における指摘事例

### ①発注及び検収に対する事務体制について

- <主な指摘内容> 役務等の検収について実効性のあるルールがない、検収印の日付相違や漏れ、発注者と検収者が同一、長期間にわたり研究者のもとで未検収の物品が散見、学内規程等と実際の運用が乖離
- <改善ポイント>
  - ・発注した当事者以外によるチェックが行われるよう、機関として実効性のある明確な発注及び検収体制の構築・見直しを行う。
  - ・発注及び検収は、使用ルールを遵守した上で、使用ルールに定めのない事項は研究機関で定める会計規程等に従って適切に行う。

### ②会計伝票手続きについて

- <主な指摘内容> 伝票日付と証憑の日付が一致しない・日付が空白等不備のある会計伝票が散見、物品の合算使用や他の用務も含まれた出張で経費ごとの積算根拠が不明、過年度支出
- <改善ポイント> ・会計伝票の手続き不備は、不正を誘発する恐れがあるため、実態を正しく反映した証拠書類を作成・保管するよう、適正な事務処理を確実にける体制を整備する。

### ③人件費等支出にあたっての事務局の関与について

- <主な指摘内容> 謝金や人件費の支出において事務部門による勤務実態の確認が不十分
- <改善ポイント> ・勤務状況の確認については、研究室のみに任せるのではなく、研究機関として実態を把握できる体制を整備する。

### ④特別監査の実施内容について

- <主な指摘内容> 被雇用者や作業従事者へのヒアリング・宿泊事実や先方への事実確認が不十分
- <改善ポイント> ・特別監査では、事実関係の厳密な確認などを行う必要がある。

等

※令和5(2023)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の適正な管理等について」より抜粋



7

# 研究費使用ルールの階層構造

科学研究費助成事業(科研費)では、研究機関使用ルールにおいて研究者に代わり研究機関が直接経費を管理することとされ(機関管理)、使用ルールに定めのない事項については「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、各機関が定める規程等に従って適切に行うこととなっています。

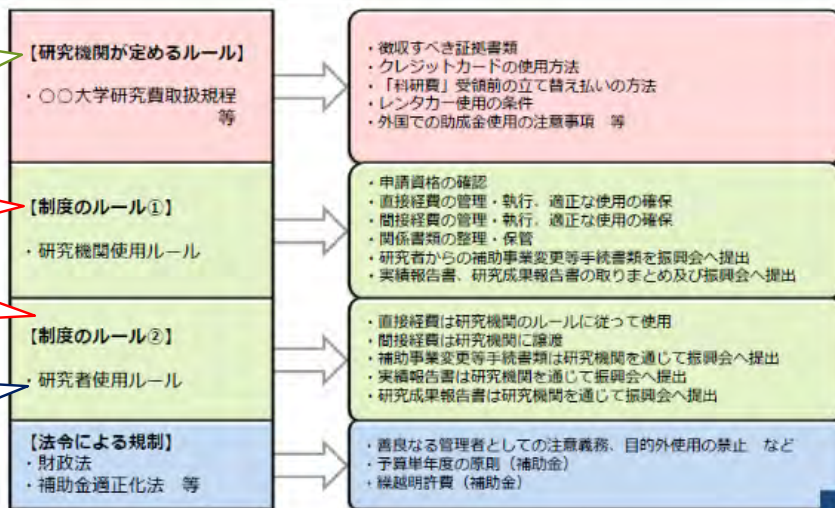
科研費以外の競争的研究費等でも、それぞれの資金において取扱要領・事務処理要領などのルールが定められています。

本学では  
・会計規程  
・会計実施細則  
・旅費規程  
・研究費補助金経理事務取扱要領 等  
**ほとんどは大学の会計全般に共通の規程関係規程についてはスライド10参照**

制度のルールは研究費により異なります。受託研究や共同研究の場合は、相手先との契約内容にも依ります。  
…**研究費の使用期間、繰越の可否、合算使用の可否 等**

科研費の研究者使用ルールは、**交付決定時に研究代表者に配布される他、日本学術振興会のウェブサイトにも掲載**  
[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16\\_rule/shiyourule.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/shiyourule.html)

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。



5

※図は令和5(2023)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の適正な管理等について」より



8

# 間接経費の適切な使用

間接経費は、研究活動の支援や研究環境の整備のため直接経費に対して一定比率で交付される研究機関向けの資金です。

本学では、間接経費の執行に係る共通指針に基づき、学長の判断により全学分として配分された間接経費の一部を、学内の研究者支援や科研費獲得支援の事業に活用しています。

## 間接経費の主な用途の例示

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ 令和5年5月31日改正 より抜粋、下線付記）

- (1) 管理部門に係る経費
  - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
  - (イ) 管理事務の必要経費 など
- (2) 研究部門に係る経費
  - (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費
  - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
  - (オ) 特許関連経費
  - (カ) 研究機器・設備(※)の整備、維持及び運営に係る経費
    - ※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場 など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
  - (キ) 研究成果展開事業に係る経費
  - (ク) 広報事業に係る経費 など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

## ? 間接経費で〇〇を買えるか?

同じ物品であっても、購入(使用)目的により間接経費で購入できるか、直接経費で購入するべきか、を判断する必要があります。

### 【例1】「パソコン」を購入する場合

- ・直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題のデータの分析のために必要なパソコン
- ・間接経費で支出・・・科研費の経理事務処理のために事務室に設置するパソコン

### 【例2】「図書」を購入する場合

- ・直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題の研究に必要な図書
- ・間接経費で支出・・・図書館に常備し多くの研究者等の閲覧に供する図書

直接経費の対象となっている研究課題の研究費としての使用（直接経費との合算使用を含む。）はできません。

(文部科学省科研費FAQより)



# 秋田大学の公的研究費管理、責任体制

学長のリーダーシップのもと、適切に管理を行うための責任体制を明確にしています。

## 【公的研究費責任体制】

### 公的研究費最高責任者:学長

・・・全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

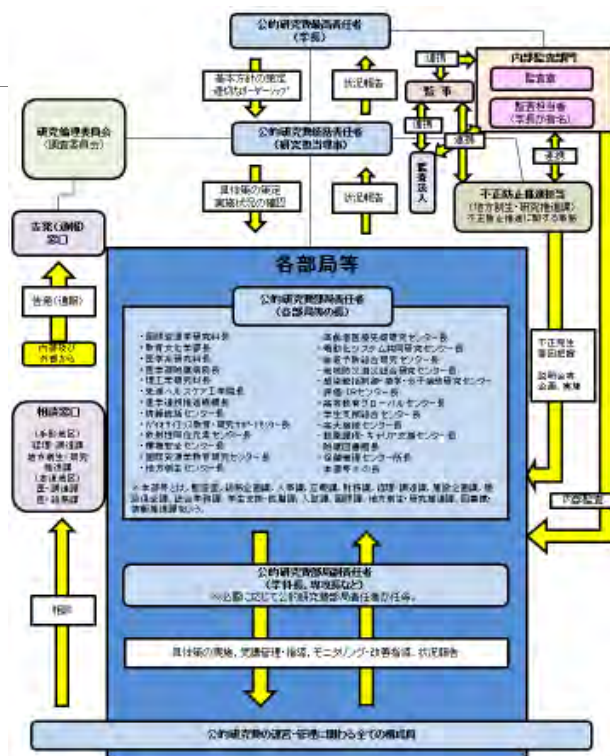
### 公的研究費統括責任者:研究担当理事

・・・最高責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任・権限を負う。

### 公的研究費部局責任者:各部局長

・・・各部局等を統括。

- (1) 自己の管理監督又は指導する各部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、各部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する各部局において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。



# 秋田大学における不正使用防止に関する規程等

ガイドラインを踏まえた実施方針・規程のもとに、公的研究費を適切に管理するための関係規程等を整備し、さらに不正防止計画により実施状況を確認しています。

## 【実施方針・規程】

- 「**国立大学法人秋田大学における公的研究費に関する管理・監査の実施方針**」
- 「国立大学法人秋田大学における公的研究費の取扱いに関する規程」
- 「国立大学法人秋田大学内部監査規程」

※本学が管理する**研究活動に係るすべての経費**が対象

↓これらのもとで・・・

- ・ 検収マニュアル
- ・ 国立大学法人秋田大学教員発注等手続内規
- ・ 科研費執行に関するQ & A
- その他、旅費、謝金に関する規程等、各種ルールを整備

↓さらに・・・

内部監査の結果等を踏まえて、年度ごとに「**公的研究費の取扱いに関する不正防止計画**」を策定し不正防止のPDCAサイクルを実施

不正発生要因の把握 ～ 不正防止計画の策定 ～ 不正防止計画の実施 ～ 実施状況の確認・報告

## 【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止  
→ 秋田大学における公的研究費の取扱いに関する管理・監査体制について



11

# 研究助成団体からの助成金の取扱い

**STOP! 個人経理**

**研究助成団体（民間の財団等）からの助成金は大学へ寄附手続きを忘れずに行ってください！！**

研究助成団体（民間の財団等）の助成に応募し採択された場合、助成金が「職務上の活動」への供与である場合は「奨学寄附金」として秋田大学に寄附手続きを行った上で、研究に使用する必要があります。

この場合、寄附された助成金は全学直接経費として研究に使用できます。

助成金が研究助成団体から個人口座に振り込まれることとなっている場合は、個人口座に振り込まれた後、本学に寄附手続きを行ってください。

（参考）以下のような場合は個人への贈与となるため、寄附手続きは必要ありません。

- 「個人の賞金である場合」
- 「全額が海外渡航又は海外学会等に使用される場合」
- 「全額が外国人の招聘に使用される場合」
- 「市民（個人）の立場で申請した場合」

## 【関係規程】

- 「秋田大学の役職員個人が直接受け入れた助成金等の取扱要項」



## 【奨学寄附金に関する問い合わせ先】

地方創生・研究推進課 産学連携担当  
メール sangaku@jimu.akita-u.ac.jp



12

# 秋田大学の研究倫理責任体制

本学が組織として研究に関する不正行為防止に取り組むために研究倫理最高責任者、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者を置いています。

## 【研究倫理責任体制】

### 研究倫理最高責任者：学長

…全体を統括し、研究に関する不正行為防止の最終責任を負う。

### 研究倫理統括責任者：研究担当理事

…最高責任者を補佐し、研究に関する不正行為防止について本学全体を統括する実質的な責任・権限を負う。

研究に関する不正防止の組織横断的な体制を統括する責任者として、研究倫理委員会と連携し本学全体の研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定する。

### 研究倫理教育責任者：各部局長

…各部局における研究に関する不正行為防止について実質的な責任と権限を持つ。

研究倫理委員会が策定する計画に基づく倫理教育を実効性のあるかたちで実施する。



# 秋田大学における研究不正行為への対応に関する規程

本学における学術研究の信頼性と公平性を確保し、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき基準を定めています。

## 【行動規範】

- 「秋田大学の学術研究に関する行動規範」…研究費の使用に関する内容も含む

## 【関係規程等】

- 「秋田大学研究倫理規程」
- 「秋田大学研究倫理委員会実施細則」
- 「秋田大学における研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、通報、相談等に関する調査委員会要項」

研究不正を未然に防ぐため…

細則に基づき研究倫理委員会が決定

- ・秋田大学におけるコンプライアンス教育・研究倫理教育計画について
- ・秋田大学における大学院生の研究倫理教育計画について

次スライド参照

## 【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止  
→ 研究活動における不正行為への対応等について



# 秋田大学における研究倫理教育

！前回2018（H30）  
年度に受講した方は、  
今年度中の再受講が  
必要です！

## 秋田大学研究倫理教育計画の概要

### ○教育教材

APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN(イーエイプリン) /旧CITI Japan)  
を活用し、**5年に1回**（大学院生は専攻在学中に1回）の受講を必要とする

### ○受講コース

：研究者及び大学院生は、**本学が設定した①または②のコースを修了する必要があります。**

注) eAPRINの共通コースとして設定されているJSTコースとは異なる、本学が設定したコースです。

①研究者・大学院生向けコース（基本）【7単元】

②研究者・大学院生向けコース（生命医科学）【15単元】※人を対象とする研究を実施する方

③事務職員等向けコース【2単元】※本コースは、コンプライアンス教育として準備

### ○留意事項

・他機関等からの転入者のうち、前任機関が独自に行う研究倫理教育を受講済みの方については、受講記録等の提出をもって、受講したものとみなします。

・他機関（JST等）が行う研究倫理教育を受講した者については、発行される「修了証」を提出のうえ、本学が指定する単元のうち不足する未受講単元を受講することにより受講したものとします。

## 【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止  
→ 秋田大学におけるコンプライアンス教育・研究倫理教育コンテンツ

※eAPRINのログインID・パスワードの情報は、AU-CISの職員申請ガイド  
「公的研究費の不正防止について」に掲載しています。



15

# 論文などの投稿時に不正行為とならないために気をつけること

- 自分が所属する研究機関の倫理綱領の内容を確認していますか？
- 自分が所属する学協会の倫理綱領や論文投稿規定の内容を確認していますか？
- 再現性があることの確認をして発表していますか？
- 生データ、実験で扱った試料、実験ノートの内容の保存・管理はできていますか？
- 共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？
- 投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか？
- 二重投稿や盗用とならないように、既に発表されている著作物の表現や内容については、引用であることを示していますか？



(出典)研究者のみなさまへ ～責任ある研究活動を目指して～ 令和4年3月 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）  
<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/>

→ 本学では、「秋田大学研究倫理規程」を定めています。  
第10条 研究成果発表の規準、第11条 オナーシップの規準

## 【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止  
→ 研究活動における不正行為への対応等について



16



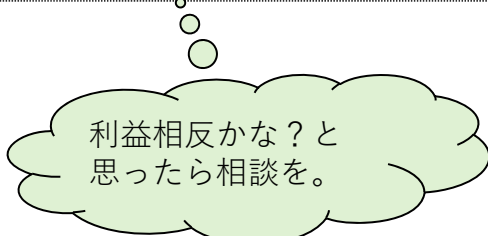
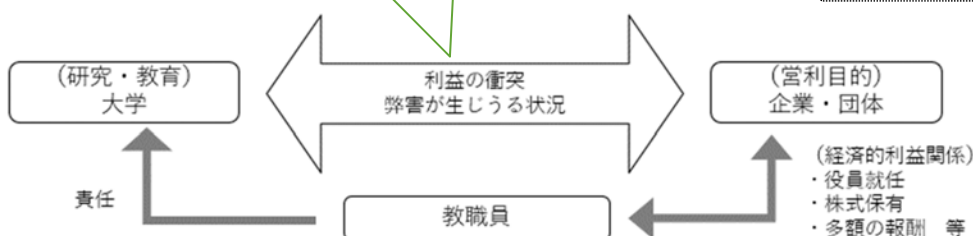
# 利益相反について

大学における利益相反とは、共同・受託研究、技術移転、寄附金等の受入、兼業、施設・設備の利用の提供や物品の購入等の産学連携活動により役職員が得る利益（兼業報酬、特許に係る収入、未公開株式の保有等）と本学における責任が衝突・相反する状況や、企業等に対する職務遂行責任と本学における職務遂行責任が両立し得ない状況、本学が得る利益と本学の社会的責任が相反する状況により、本学の社会的信頼が損なわれ得る状況をいいます。

教職員等と研究関連企業等との経済的利益関係に関わる情報を大学として把握し、万が一、教職員等に対し社会から疑念を抱かれるような状況が生じた場合であっても、対外的に説明責任を果たし、個人の説明責任を軽減できるように、本学では年に一度、全職員に「利益相反自己申告書」の提出を求め、集計結果を公表しています。その他、個別に判断が必要な事例については、都度、利益相反の疑義を確認します。

- ・産学連携関係にある企業からの物品購入
- ・産学連携関係にある企業への兼業
- ・産学連携関係にある団体からの個人的な金銭の提供
- ・産学連携活動の相手への研究過程におけるデータ、試料などの提供 等

## 利益相反マネジメント



※人を対象とする医学系研究の利益相反マネジメントは別途実施しています。

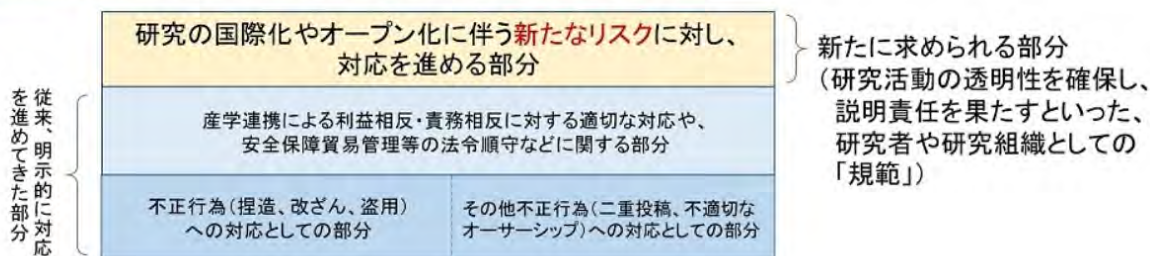


# 研究インテグリティについて

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されています。

そのため、研究者及び大学・研究機関等に対して研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保が求められています。

## リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ



(参考) 留意が必要な場合の例

- 『研究者向け 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト(雛形)』より  
外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っていますか？また、当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属機関の担当部署に相談等を行っていますか？
- 外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認していますか？



# 研究実施上の関係法令や指針等

※下記以外にも、研究内容によって法令や指針等が定められている場合があります。

※左記一覧は文部科学省/日本学術振興会 科研費ハンドブック (研究者用) 2023年度版より

研究計画に含まれる研究内容	関係法令及び指針等
人を対象とする生命科学・医学系研究	○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
特定胚の取扱いを含む研究	○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 ○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則 ○特定胚の取扱いに関する指針
ヒトES細胞の樹立又は使用を含む研究	○ヒトES細胞の樹立に関する指針 ○ヒトES細胞の使用に関する指針
ヒトIPS細胞等からの生殖細胞の作成を含む研究	○ヒトIPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針
ヒト受精胚の作成・利用を含む研究	○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 ○ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針
遺伝子治療等臨床研究	○遺伝子治療等臨床研究に関する指針
遺伝子組換え実験を含む研究	○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)等
病原体等を使用する研究を含む研究計画	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
動物実験を含む研究	○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
非居住者若しくは外国への提供が規制されている技術の提供又は貨物の輸出を含む研究	○外国為替及び外国貿易法等 ※当該法律や所屬機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法を十分に確認してください
海外の生物サンプルの採取、持ち込み、購入や受取を含む研究	○遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する指針等
社会的コンセンサス(関係者の同意・協力)を得る必要がある研究 個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究	○個人情報の保護に関する法律等

研究内容によっては、法令や国の指針等に基づく手続きが必要な場合があります。学内の手続きについて、規程等が定められているものもあります。

科研費の研究計画調書にも、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」の記入欄があり、対策と措置を記載することとなっています。

スライド20参照  
(安全保障貿易(輸出)管理)

スライド21参照  
(名古屋議定書に係るABS手続き)



## 安全保障貿易(輸出)管理

安全保障貿易管理とは、高度な技術や貨物が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等を行っているような国に渡ることを未然に防ぐため、技術提供や貨物輸出の管理を行うこと。

研究用機材・試料等の国外への持出しや送付、外国人留学生・研究者の受入れ・派遣等における技術提供について、規制対象となっている場合、**事前に許可を得て行う必要があります。**

### ! 「みなし輸出」管理の明確化

令和4年5月1日から、日本国内に居住する日本人や、日本に入国後6ヶ月経過または日本国内に勤務する外国人等の居住者への提供であっても、外国政府・法人等との雇用契約等がある、実質的な支配下にある等、非居住者の強い影響を受けている場合は特定類型に該当するとして、「みなし輸出」管理の対象であることが明確化され、規制対象の技術提供については許可が必要となりました。

### 大学における技術提供等の機会の事例

(経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」より)

技術提供等の機会	具体例
留学生・外国人研究者の受入れ	○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 等
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等
研究試料等の持出し、海外送付	○サンプル品の持出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等
外国からの研究者の訪問	○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等

### 【学内手続きの流れ】

AU-CIS「コンプライアンス→安全保障輸出管理」に様式等を掲載しています。

事前チェックシートによる確認(一次確認)

…「リスト規制」、「キャッチオール規制」、「外国ユーザーリスト」、「国連武器禁輸国・地域」に該当するか(※)、および特定類型への該当について

→必要に応じて該非判定・取引審査(二次確認)へ

→必要な場合は経産省へ許可申請

※規制内容は頻繁に変更があり、最新情報の確認が必要です。

経済産業省HP

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

# 名古屋議定書に係るABS手続き

海外の生物サンプル等を利用する研究の実施前に、提供元の国との手続きが必要な場合があります。

## 名古屋議定書締結!

研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きなリスクとなります。

無断で持ち出すと最悪の場合

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

こんなことが起こるかも知れません!

### こんな場合には注意が必要です!

**海外での生物サンプルの採取**  
生物サンプル採取に対しては本国の法律があり、事前の許可が必要です。提供元の遺伝資源データベースに相談ください。

**外国人留学生による生物サンプルの持ち込み**  
留学生が生物サンプルを自国から持ち込み、研究を行う場合は、生物多様性条約の対象となります。

**海外の生物サンプルの購入や受け取り**  
海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、日本国内で輸入した外国産の食品も、生物多様性条約の対象となる可能性があります。

**海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。**

遺伝研ABS学術対策チームまでご相談下さい。  
TEL: 055-981-5831  
URL: <http://idenshigen.jp>  
e-mail: [abs@nig.ac.jp](mailto:abs@nig.ac.jp)

国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム | NHG | 大学共同利用機関 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 | NBRP ナショナルバイオリソースプロジェクト

### 1 生物多様性条約、名古屋議定書とは何か?

●生物多様性条約は以下を目的とした国際条約です。  
・生物多様性の保全  
・生物多様性の持続可能な利用  
・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

●特に(3)はAccess and Benefit Sharingの漢文字からABSと呼ばれています。これは「その国に生息する生物に対して、国が権利を持つ資源として扱う」と、両国で利益を公正に配分することを意味しています。

●名古屋議定書は日本が締結したことにより、従来に比べてより厳密な対応が必要となりました。生物多様性条約と議定書への対応は、一般的には以下で示したABS手続きが必要となります。

(1)提供国の共同研究者との間で、共同研究契約書を作成します。この際、研究によって生じる利益の配分(共有など)を含めたABSに關して合意する条件(MAT\*)を記載します。  
(2)生物サンプルの採取や取得に先立って、法令に従って提供国からの事前同意書(PIC\*)を取得します。  
(3)MAT/PICの取得後、提供国政府の手続きによって「国際遵守証明書」(ORCC\*) (国際的な「お墨付き」)を取得できた場合、その後、日本政府からの指針\*\*に従って、定期的に行われるモニタリングへの対応を行って下さい。

### 2 遺伝資源とは何か?

●生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他(ウイルスも含む)に由来する個体のある素材」と定義されています。

●生物多様性条約(生体は除く)の全体やその一部、これらが凝縮・乾燥・粉末化されたもの、またその抽出物(DNA、RNAなど)も遺伝資源に含まれます。これらのサンプルを研究のために日本国内に持ち込む際にはABS手続きが必要となります。また、派生物\*も提供国においては対象となる場合がありますので注意が必要です。

### 3 基礎研究にもABS手続きは必要か?

●金銭的な利益が生じない基礎研究も名古屋議定書の例外ではありません。海外の生物サンプルの入手や採取に先立って、ABS手続きを行う必要が知ります。

●遺伝資源から得られた利益を配分する際の「利益」とは金銭だけではなく、基礎研究の場合、例えば、共同論文の発表、実験技術の伝達、実験器材や設備の提供、研究者・学生の招聘なども含まれます。

### 4 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームとは?

●提供国の法令や必要手続きは国ごとに異なっており、対応が難しい場合があります。

●国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームは、ABSに関連した問題解決の総合窓口として、各国で様々な異なる法規や手続きに対応し、共同研究契約書(MAT)や事前同意書(PIC)などの必要書類への対応、実際の遺伝資源の取得、大学・研究機関のABS対策体制の構築、などを支援いたします。

(\*)利益については条約を参照して下さい。MAT: Mutually Agreed Terms. PIC: Prior Informed Consent.  
(\*\*)ORCC: Internationally Recognized Certificate of Compliance. \*\*指針: 厚生労働省ウェブサイト(<http://idenshigen.jp>)に掲載されています。

海外の遺伝資源の取得について、まずは学術ABS問題の総合窓口(国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム) [abs@nig.ac.jp](mailto:abs@nig.ac.jp) までご連絡下さい。

国立遺伝学研究所  
ABS学術対策チーム  
サイトより  
<https://idenshigen.jp/>

AU-CISのコンプライアンス→ABS-海外遺伝資源利用 に本学の対応方針等を掲載しています。

# 秋田大学における告発(通報)窓口、相談窓口

### 【研究活動に関する告発(通報)窓口】

研究活動に関する不正、研究費不正使用に関する告発(通報)窓口を以下のとおり設けております。

<受付窓口>  
秋田大学研究倫理委員会  
委員長 研究担当理事兼副学長

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号  
TEL: 018-889-3009/FAX: 018-889-2928  
E-mail: rinri@jim.u.akita-u.ac.jp

<留意事項>  
告発等の受け付けは、原則顕名のものに限ります。また、その際には不正を行った研究者、不正行為の態様、不正とする科学的根拠等を確認させていただくとともに、調査に当たってご協力をお願いすることがあります。なお、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ます。  
告発等をしたことを理由として、告発者が不利益な取扱いを受けることはありません。

### 【公的研究費の取扱いに関する相談窓口】

公的研究費に係る事務処理手続きに関し、学内外からの相談を受ける窓口を以下のとおり設けております。

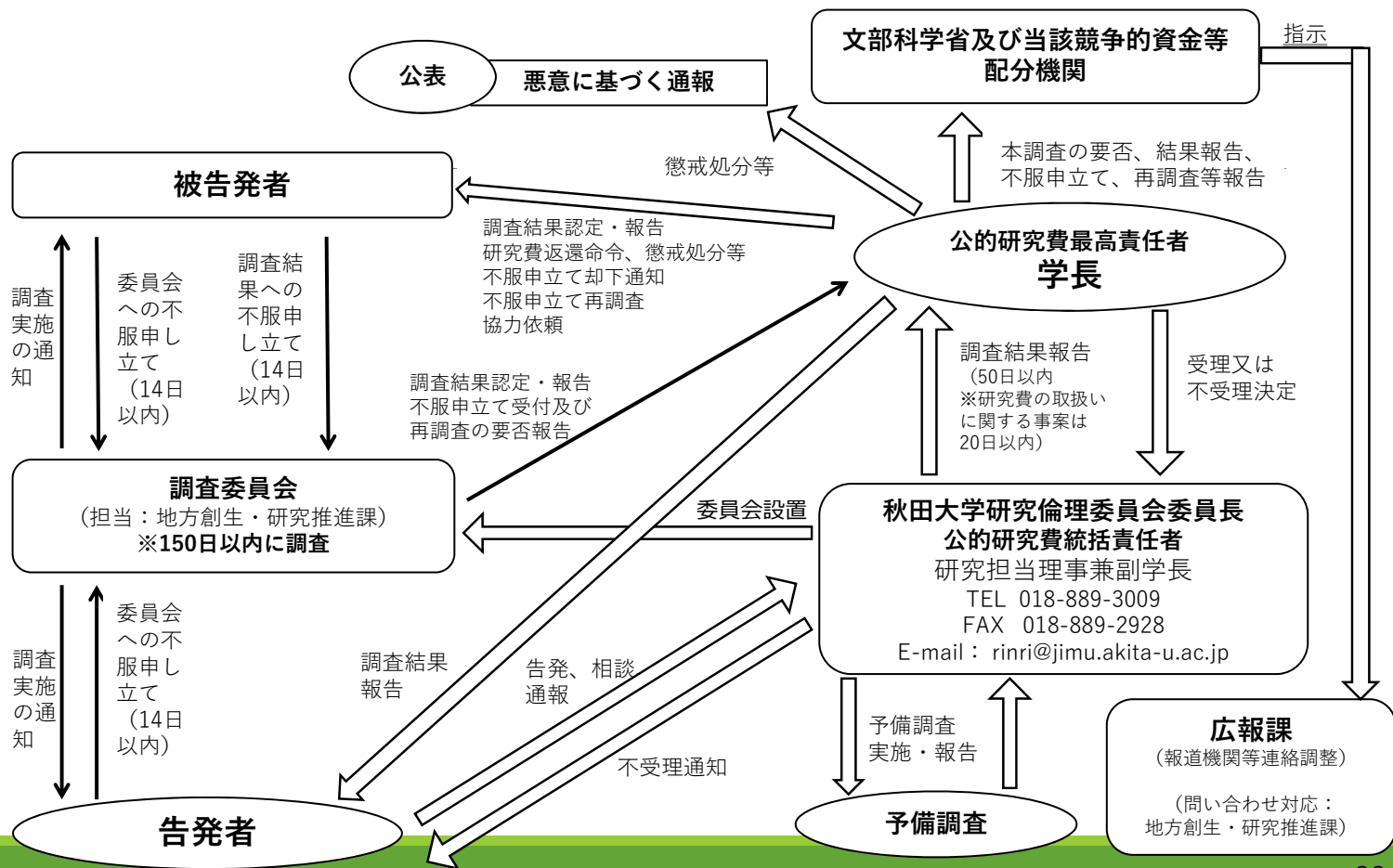
<手形地区>  
経理・調達課 (主に執行に係る相談)  
TEL: 018-889-2229  
FAX: 018-889-3017  
E-mail: akk-2@jim.u.akita-u.ac.jp

地方創生・研究推進課 (主に申請や受入れ、報告に係る相談)  
TEL: 018-889-3010  
FAX: 018-889-2928  
E-mail: gakujuu@jim.u.akita-u.ac.jp

<本道地区>  
医学系研究科・医学部調達課 (主に執行に係る相談)  
TEL: 018-884-6019  
FAX: 018-884-6250  
E-mail: medsup@jim.u.akita-u.ac.jp

医学系研究科・医学部総務課研究協力室 (主に申請や受入れ、報告に係る相談)  
TEL: 018-884-6210  
FAX: 018-884-9845  
E-mail: soken@hos.akita-u.ac.jp

# 秋田大学における告発等に対する対応フロー



この資料に関してご質問等がある場合は、下記までご連絡ください。

地方創生・研究推進課  
 総務・研究助成担当

TEL : 018-889-3007、3010

FAX : 018-889-2928

E-mail : gakken@jimu.akita-u.ac.jp